

パブリックコメント

南相馬市いじめ防止等に関する条例(素案)について

【条例制定の趣旨】

「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に係る基本理念や市、教育委員会、学校の責務及び保護者、子ども、市民等、関係機関等の役割を定めるとともに、いじめ防止基本方針の策定やいじめ防止対策連絡協議会の設置など、いじめの防止等を図るための基本的な施策を定め、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現することを目指し、この条例を制定するものです。

【意見等の提出方法】

意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参、郵便、ファクス、電子メールなどで提出してください(法人又は団体の場合は、名称、所在地、代表者を明記してください)。

【意見等の提出期間】

平成30年1月4日(木曜日)～1月31日(水曜日)

【案の公表場所(閉庁日、休館日を除く)】

学校教育課、市民課総合案内窓口、小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

【担当課】

南相馬市教育委員会 学校教育課
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
電話：0244-24-5283
FAX：0244-23-7782
電子メール：gakkokyoiku@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市いじめ防止等に関する条例(素案)の概要について

1. 条例制定の背景

- (1) 「いじめ防止対策推進法」が施行（平成 25 年 9 月）
 - 国及び地方公共団体等の責務の明示
 - いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定
 - ・地方公共団体（努力義務）
 - ・学校（策定義務） 市内小中学校 全 18 校 策定（平成 26 年度）
 - いじめの防止等のための組織の設置
 - ・地方公共団体（努力義務）
 - ・学校（設置義務） 市内小中学校 全 18 校 設置（平成 26 年度）
- (2) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定（平成 25 年 10 月）
 - 平成 29 年 3 月に基本方針を改定
- (3) 国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定（平成 29 年 3 月）
- (4) 福島県いじめ防止基本方針の策定（平成 26 年 7 月）
- (5) 会津地方高等学校における重大事態の発生（平成 27 年 9 月）
 - 福島県いじめ問題対策委員会条例を制定（平成 28 年 4 月）
- (6) 市内中学校における重大事態の発生（平成 29 年 2 月）
 - 南相馬市いじめ問題対策委員会を設置（平成 29 年 3 月）

2. 条例制定の理由

市では、これまで、「いじめを許さない学級、学校づくり」の実現に向け、各学校でいじめ問題対策協議会等を中心に組織的対応力の向上を図り、いじめを許さない環境づくりと未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組みを推進してきました。

しかしながら、本市においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び原発事故の影響により、未だ多くの子どもたちがこれまでとは違った生活を余儀なくされており、さらに平成 29 年 2 月に市内中学校において重大事態が発生したことを重く受け止め、心の教育やいじめ防止のための取組がより一層求められています。

このことから、本市として、市、学校、保護者、地域住民、関係機関等が連携して、いじめを許さない環境づくりと未然防止、早期発見、早期解決に向けて取組むことにより、次世代を担う子どもたちが一人の人間として尊重され、互いに思いやりを持ち、健やかに成長することができる環境を実現することを目指し、この条例を制定します。

3. 条例（素案）の概要

目的

いじめの防止等に係る基本理念を定め、市、学校の責務又は保護者、子ども、市民等及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等を図るための基本的な施策を定める。

基本理念

市、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、いじめが全ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会をつくるためにそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等に取り組む。

責務と役割

基本理念に基づき、いじめを許さない環境づくりと未然防止、早期発見、早期解決に向けて取組むため、市、教育委員会、学校、保護者、子ども、市民等及び関係機関等が連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすこととする。

南相馬市いじめ防止基本方針の策定

法第12条の規定により、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止基本方針」を定める。

南相馬市いじめ防止対策連絡協議会の設置

法第14条の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため設置する。

南相馬市いじめ問題対策委員会の設置

法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため設置する。

南相馬市いじめ問題再調査委員会の設置

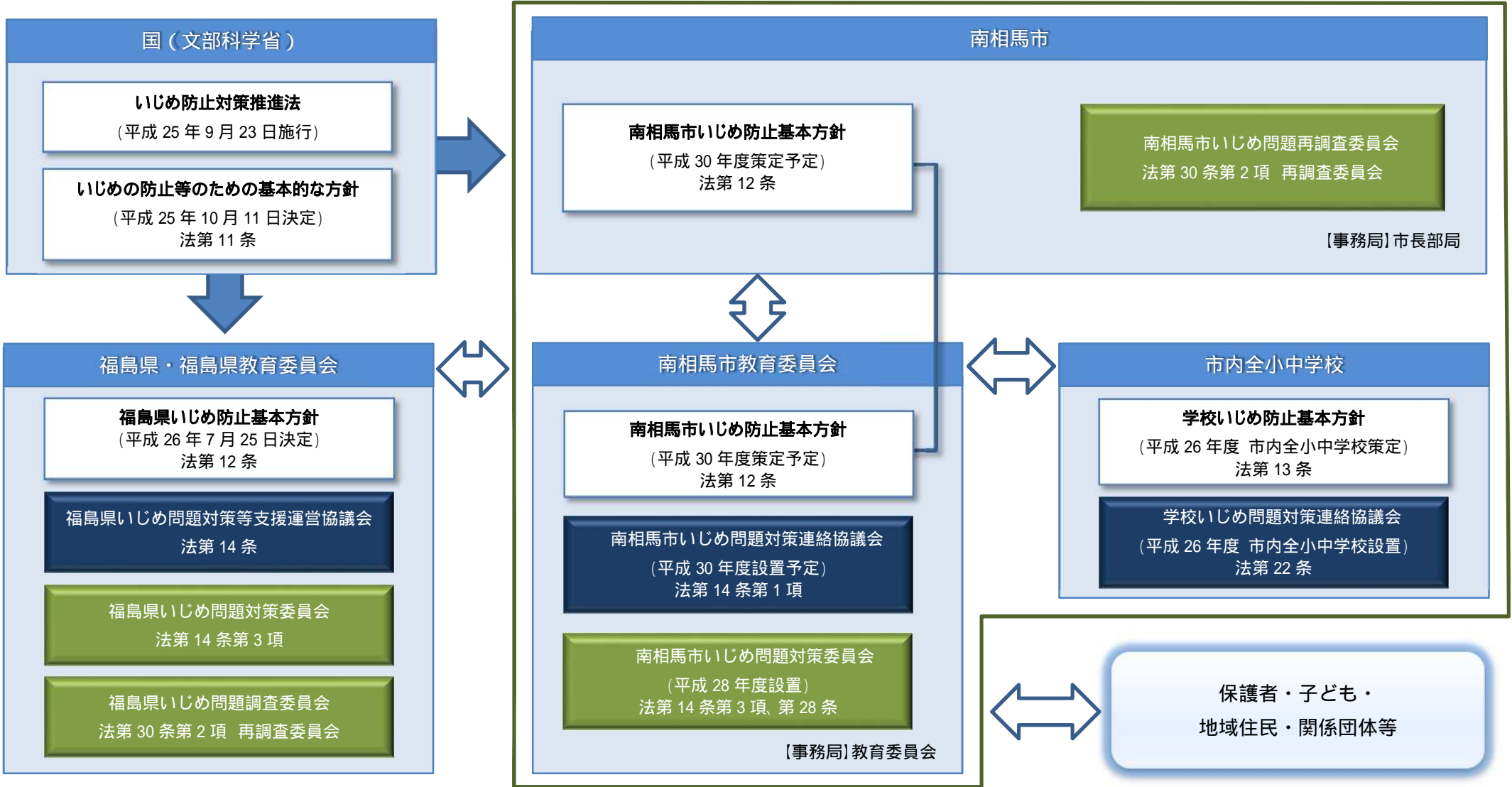
法第30条第2項の規定に基づき、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため設置する。

いじめ防止対策推進法に定める組織について

		名称	組織
通常時	地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会 南相馬市いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成される いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。 (第14条1項) 【いじめ防止等のための基本的な方針『平成25年10月11日文科科学大臣決定』(以下「基本的な方針」という)においては、設置することが望ましいと規定】
		教育委員会の附属機関 南相馬市いじめ問題対策委員会 (28年度設置)	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、 教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 (第14条3項) 【基本的な方針においては、設置が望ましいと規定】 *教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。
	学校	いじめ防止等の対策のための組織 学校いじめ問題対策連絡協議会 必 置 (26年度設置)	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される いじめ防止等の対策のために組織を置くものとする。 (第22条)
重大事態発生時	地方公共団体・学校	学校又は学校の設置者の置く調査組織 南相馬市いじめ問題対策委員会 必 置 (28年度設置)	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に 組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 (第28条1項) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【基本的な方針においては、第14条3項の教育委員会に設置される附属機関〔の組織〕を、調査を行うための組織とすることが望ましいと規定】
		再調査を行う附属機関 (地方公共団体の長) 南相馬市いじめ問題再調査委員会	報告を受けた地方公共団体の長(私立学校の場合は都道府県知事)は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、 附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 (第30条2項) *「附属機関」設置以外による調査(地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど)も考えられる。

同一組織

いじめ防止等の対策に係る組織図



南相馬市条例第 号

南相馬市いじめ防止等に関する条例（素案）

（目的）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に係る基本理念を定め、南相馬市（以下「市」という。）、学校の責務又は保護者、子ども、市民等及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等を図るための基本的な施策を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、該当子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 南相馬市小学校及び中学校条例（平成 18 年南相馬市条例第 185 号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (3) 子ども 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。
- (5) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内の事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 関係機関等 警察署、児童相談所、医療機関その他いじめ防止等のための対策に係る機関及び団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 市、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、いじめが全ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心し

て生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会をつくるためにそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等に取り組むものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

（教育委員会の責務）

第5条 南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、基本理念に基づき、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

（学校の責務）

第6条 学校は、基本理念に基づき、教育委員会、当該学校に在籍する子どもの保護者、地域住民及び関係機関等と連携して、学校全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

- 2 学校は、子どもが相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育む教育活動の充実に努めなければならない。
- 3 学校は、子ども及び保護者が安心して相談することができる環境を整えなければならない。

（保護者の役割）

第7条 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、いじめを正しく認識し、その保護する子どもがいじめを行うことがないように、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（子どもの役割）

第8条 子どもは、いかなる場合であってもいじめを行ってはならない。

- 2 子どもは、互いの人格を尊重するよう努めるものとする。
- 3 子どもは、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極

的にその活動に努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、基本理念に基づき、地域において子どもに対する見守り、声掛け等を行うことにより、子どもが心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを受けた子どもを発見し、又は子どもがいじめを受けている疑いがあると認めたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第10条 関係機関等は、市が策定するいじめの防止等のための対策の推進に関し、相互に連携を図るものとする。

(南相馬市いじめ防止基本方針の策定)

第11条 市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 市は、社会情勢の変化及びいじめの防止等に係る取組の検証等を踏まえ、必要に応じて基本方針を見直すものとする。

3 市は、基本方針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針の策定)

第12条 学校は、法第13条の規定に基づき、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校に係るいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定するものとする。

2 学校は、子どもを取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針を見直すものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、変更した内容について、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(南相馬市いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第13条 教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関等と連携を図るため、南相馬市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関等の連携に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

3 連絡協議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 連絡協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(南相馬市いじめ問題対策委員会の設置)

第14条 教育委員会は、法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行わせるため、教育委員会に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、南相馬市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

2 対策委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、教育委員会へ答申する。

- (1) 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項
- (2) 学校に係る法第28条第1項に規定する調査に関する事項
- (3) その他対策委員会設置の目的を達成するために必要な事項

3 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 対策委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 臨時委員が調査の対象となる事項に関係する者又は調査の実施に影響がある者と判明したときは、教育委員会は当該臨時委員を解任することができる。

8 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(南相馬市いじめ問題再調査委員会の設置)

第15条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議を行わせるため、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、南相馬市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

2 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 再調査委員会の委員及び臨時委員の任期は、委嘱の日から答申を行った日までとする。

5 臨時委員が調査の対象となる事項に関係する者又は調査の実施に影響がある者と判明したときは、市長は当該臨時委員を解任することができる。

6 再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（財政上の措置）

第16条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（個人情報の取扱い）

第17条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由なく、職務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

（委任）

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

目次

第一章 総則（第一条 第十条）

第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条 第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条 第二十一条）

第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条 第二十七条）

第五章 重大事態への対処（第二十八条 第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその

保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受け

た児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認され

た場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等

が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用

する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。